

さいたま市「見える化」推進体制の整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政運営の透明化を図るため、行政情報の積極的な「見える化」を推進する体制の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「見える化」 常に、行政情報を様々な方法により市民に提供し、市民と共有することをいう。
- (2) 部等 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第2条第1号に規定する実施機関の部（これに相当するものを含む。教育委員会を除く行政委員会にあっては事務局、区役所にあっては区役所）をいう。

(「見える化」推進の基本的事務)

第3条 この要綱において「見える化」を推進するとは、すべての部署が次に掲げる事務を実施することをいう。

- (1) 市民の知る権利を尊重するとともに、市民に対する説明責任を自覚し、総合的な情報公開を推進すること。
- (2) 市政に関する正確な情報を市民の目線に立ち、分かりやすく提供すること。
- (3) 市民が必要とする情報をいつでも容易に入手し、利用することができる状況をつくること。
- (4) 行政情報の公開制度を原則公開の理念にのっとり、適切に運用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市政の「見える化」の推進に必要な措置を講ずること。

(推進体制の整備)

第4条 すべての部等に「見える化」推進責任者（以下「推進責任者」という。）及び「見える化」推進者（以下「推進者」という。）を置く。

2 市の総合的な「見える化」を推進するため、さいたま市「見える化」推進責任者会議（以下「責任者会議」という。）を置く。

3 部等内における「見える化」を実践するため、各部等に「見える化」推進者会議（以下「推進者会議」という。）を置く。

(推進責任者)

第5条 推進責任者は、別表第1に掲げる職にある者で、総務部長が指定するものを充てる。

2 推進責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部等における「見える化」の推進全般に関する統括を行うこと。
- (2) 部等において推進者会議を主催すること。

(推進者)

第6条 推進者は、別表第2に掲げる職にある者を充てる。

2 推進者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所属における情報提供、会議公開等の現状把握と評価を行うこと。
- (2) 所属内職員に対する「見える化」の推進に必要な意識改革を行う。
- (3) 所属における「見える化」の推進に関する指針を定め、積極的な実施に努めること。

(責任者会議の所掌事務)

第7条 責任者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 情報提供、会議公開等における現状の把握と課題の整理
- (2) 「見える化」推進に向けたガイドラインの策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、「見える化」の推進に必要な事項

(責任者会議の組織)

第8条 責任者会議は、総務部長及び推進責任者をもって組織する。

2 責任者会議は、総務部長が招集するとともにその座長となる。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(責任者会議の庶務)

第9条 責任者会議の庶務は、総務局総務部行政透明推進課において処理する。

(推進者会議の所掌事務)

第10条 推進者会議は、部等内における次に掲げる事項を協議する。

- (1) 情報提供、会議公開等における現状の把握と課題の整理
- (2) 情報公開日本一達成のために、情報を分かりやすく、かつ的確に提供できるよう工夫し、実施する土壌づくり
- (3) 前2号に掲げるもののほか、「見える化」の推進に必要な事項

(推進者会議の組織)

第11条 推進者会議は、推進責任者及び推進者をもって組織する。

2 推進責任者は、推進者会議を招集するとともにその座長となる。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(推進者会議の庶務)

第12条 推進者会議の庶務は、各部等筆頭課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

組織		充てる職
議会局		部長
市長事務部局	部等	部長又は事業所の長
	区役所	副区長
消防局		部長
水道局		部長
教育委員会事務局	中央図書館	館長
	生涯学習総合センター	館長
	上記以外の部	部長
選挙管理委員会事務局		副理事
人事委員会事務局		副理事
監査事務局		副理事
農業委員会事務局		副理事

別表第2（第6条関係）

議会局	さいたま市議会議会局処務規程(平成20年さいたま市議会告示第1号)第2条に規定する課の長
市長事務部局	<p>(1) さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室等の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2) さいたま市事業所事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第87号)第3条に規定する課の長並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長(大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長)</p> <p>(3) さいたま市保健所組織規則(平成14年さいたま市規則第56号)第2条に規定する課の長</p> <p>(4) さいたま市立病院管理規則(平成13年さいたま市規則第145号)第2条第1号に規定する課及び室の長</p> <p>(5) さいたま市区役所等事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第88号)第2条に規定するくらし応援室の参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの並びに同条に規定する課、室（くらし応援室を除く。）及び保健センター並びに同規則第13条に規定する支所の長</p> <p>(6) さいたま市会計管理者補助組織設置規則(平成19年さいたま市規則第29号)第2条に規定する課の長</p>
消防局	さいたま市消防局の組織に関する規則(平成15年さいたま市規則第138号)第2条に規定する課及び室並びにさいたま市消防署の組織に関する規程(平成13年さいたま市消防本部告示第1号)第2条第1項に規定する課及び同告示第10条第1項に規定する出張所の長
水道局	さいたま市水道局事務分掌規程(平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号)第2条に規定する課及び所の長
教育委員会事務局	<p>(1) さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第2条に規定する課及び室の長並びに同規則第4条第2項に規定する生涯学習総合センターの副館長、同条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）並びに同条第5項に規定する高等学校及び中等教育学校の校長</p> <p>(2) さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長</p>

選挙管理委員会事務局	さいたま市市選挙管理委員会規程(平成15年さいたま市市選挙管理委員会告示第27号)第18条第2項に規定する課の長
人事委員会事務局	さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則(平成14年さいたま市人事委員会規則第2号)第2条に規定する課の長
監査事務局	さいたま市監査事務局規程(平成13年さいたま市監査委員告示第1号)第2条に規定する課の長
農業委員会事務局	さいたま市農業委員会事務局規程(平成15年さいたま市農業委員会訓令第1号)第2条第2項に規定する課の長